



島根県報

平成16年10月 1 日 (金)
号外 第 107 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

職員の研修に関する事務の受託 (4 件)	(人 事 課)	1
児童虐待の防止等に関する法律の規定による身分を証明する証票の一部改正	(青 少 年 家 庭 課)	4

告 示

島根県告示第952号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14第 1 項の規定に基づき、次の規約により安来市の職員の研修に関する事務を受託したので、同法第252条の14第 3 項において準用する同法第252条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成16年10月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

安来市の職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第 1 条 安来市 (以下「甲」という。) は、職員の研修に関する事務の一部 (以下「委託事務」という。) の管理及び執行を島根県 (以下「乙」という。) に委託する。

(経費の負担)

第 2 条 委託事務の管理及び執行に要する経費 (以下「委託費」という。) は、甲の負担とし、甲は、あらかじめこれを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、知事が、毎年度市長と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ当該年度の研修事務に係る予算書及び研修計画書を市長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第 3 条 知事は、委託事務に係る収入及び支出については、甲の委託費と乙の職員の研修経費並びに甲以外の委託費を合算して、島根県歳入歳出予算に計上するものとする。

第 4 条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託費に残額を生じたときは、これを翌年度における甲の委託費に繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該予算に残額が生じた理由を付した計算書を、当該年度の納納閉鎖後速やかに市長に送付しなければならない。

(決算の場合の措置)

第 5 条 知事は、地方自治法第233条第 6 項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該予算の研修事務に関する部分を市長に通知するものとする。

第 6 条 委託事務を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

(連絡会議)

第 7 条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、連絡会議を開くものとする。

2 連絡会議は、島根県市長会、島根県町村会及び乙の関係職員をもって組織し、その運営に関して必要な事項は、別に定める。

(規程等を改正した場合の措置)

第8条 委託事務に適用される乙の規程等の全部若しくは一部が改正された場合には、知事は、速やかに当該規程等を甲に通知しなければならない。

附 則

この規約は、平成16年10月1日から施行する。

島根県告示第953号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、次の規約により美郷町の職員の研修に関する事務を受託したので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成16年10月1日

島根県知事 澄 田 信 義

美郷町の職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 美郷町(以下「甲」という。)は、職員の研修に関する事務の一部(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を島根県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費(以下「委託費」という。)は、甲の負担とし、甲は、あらかじめこれを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、知事が、毎年度町長と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ当該年度の研修事務に係る予算書及び研修計画書を町長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第3条 知事は、委託事務に係る収入及び支出については、甲の委託費と乙の職員の研修経費並びに甲以外の委託費を合算して、島根県歳入歳出予算に計上するものとする。

第4条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託費に残額を生じたときは、これを翌年度における甲の委託費に繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該予算に残額が生じた理由を付した計算書を、当該年度の納納閉鎖後速やかに町長に送付しなければならない。

(決算の場合の措置)

第5条 知事は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該予算の研修事務に関する部分を町長に通知するものとする。

第6条 委託事務を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

(連絡会議)

第7条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、連絡会議を開くものとする。

2 連絡会議は、島根県市長会、島根県町村会及び乙の関係職員をもって組織し、その運営に関して必要な事項は、別に定める。

(規程等を改正した場合の措置)

第8条 委託事務に適用される乙の規程等の全部若しくは一部が改正された場合には、知事は、速やかに当該規程等を甲に通知しなければならない。

附 則

この規約は、平成16年10月1日から施行する。

島根県告示第954号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第 1 項の規定に基づき、次の規約により邑南町の職員の研修に関する事務を受託したので、同法第252条の14第 3 項において準用する同法第252条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成16年10月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

邑南町の職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第 1 条 邑南町（以下「甲」という。）は、職員の研修に関する事務の一部（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を島根県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費の負担）

第 2 条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、甲の負担とし、甲は、あらかじめこれを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、知事が、毎年度町長と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ当該年度の研修事務に係る予算書及び研修計画書を町長に送付しなければならない。

（予算の執行）

第 3 条 知事は、委託事務に係る収入及び支出については、甲の委託費と乙の職員の研修経費並びに甲以外の委託費を合算して、島根県歳入歳出予算に計上するものとする。

第 4 条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託費に残額を生じたときは、これを翌年度における甲の委託費に繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該予算に残額が生じた理由を付した計算書を、当該年度の出納閉鎖後速やかに町長に送付しなければならない。

（決算の場合の措置）

第 5 条 知事は、地方自治法第233条第 6 項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該予算の研修事務に関する部分を町長に通知するものとする。

第 6 条 委託事務を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

（連絡会議）

第 7 条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、連絡会議を開くものとする。

2 連絡会議は、島根県市長会、島根県町村会及び乙の関係職員をもって組織し、その運営に関して必要な事項は、別に定める。

（規程等を改正した場合の措置）

第 8 条 委託事務に適用される乙の規程等の全部若しくは一部が改正された場合には、知事は、速やかに当該規程等を甲に通知しなければならない。

附 則

この規約は、平成16年10月 1 日から施行する。

島根県告示第955号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第 1 項の規定に基づき、次の規約により隠岐の島町の職員の研修に関する事務を受託したので、同法第252条の14第 3 項において準用する同法第252条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成16年10月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

隠岐の島町の職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 隠岐の島町(以下「甲」という。)は、職員の研修に関する事務の一部(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を島根県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費(以下「委託費」という。)は、甲の負担とし、甲は、あらかじめこれを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、知事が、毎年度町長と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ当該年度の研修事務に係る予算書及び研修計画書を町長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第3条 知事は、委託事務に係る収入及び支出については、甲の委託費と乙の職員の研修経費並びに甲以外の委託費を合算して、島根県歳入歳出予算に計上するものとする。

第4条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託費に残額を生じたときは、これを翌年度における甲の委託費に繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該予算に残額が生じた理由を付した計算書を、当該年度の出納閉鎖後速やかに町長に送付しなければならない。

(決算の場合の措置)

第5条 知事は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該予算の研修事務に関する部分を町長に通知するものとする。

第6条 委託事務を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

(連絡会議)

第7条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、連絡会議を開くものとする。

2 連絡会議は、島根県市長会、島根県町村会及び乙の関係職員をもって組織し、その運営に関して必要な事項は、別に定める。

(規程等を改正した場合の措置)

第8条 委託事務に適用される乙の規程等の全部若しくは一部が改正された場合には、知事は、速やかに当該規程等を甲に通知しなければならない。

附 則

この規約は、平成16年10月1日から施行する。

島根県告示第956号

児童虐待の防止等に関する法律の規定による身分を証明する証票(平成13年島根県告示第266号)の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年10月1日

島根県知事 澄 田 信 義

様式の表面を次のように改める。

(表)

第 号

証 票

所 属

職 名

氏 名

上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第 9 条の規定により立入調査等をする { 児 童
児童の福祉に関する事務

委 員 }
に従事する職員 } であることを証明する。

年 月 日 交付

(交付の日から 1 年間有効とする。)

島根県知事

印

児童虐待の防止等に関する法律抜すい

(立入調査等)

第 9 条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第 29 条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する吏員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第 62 条第 1 号の規定を適用する。

(警察署長に対する援助要請等)

第 10 条 児童相談所長は、第 8 条第 2 項の児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、前条第 1 項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合についても、同様とする。

・ 略

